

法令名	公有水面埋立法 { 大正10. 4. 9. 法律第57条 改正 平成26. 6. 4 法律第51号 }
制度の趣旨	この法律は、公有水面の適正かつ合理的な利用を図るため、自然環境の保全、公害の防止、埋立地の権利移転又は利用の適正化等の見地から、その埋立に関する規制を定めている。 なお、この法律で「公有水面」とは、河、海、湖、沼、その他の公共の用に供する水流又は水面で国の所有に属するものをいう。(法第1条)
埋立の規制	埋立をしようとしている者は、知事の免許を受けなければならない。(法第2条)
免許基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 国土利用上適正かつ合理的となること。 2 環境保全上及び災害防止に十分配慮されたものであること。 3 埋立地の用途が土地利用又は環境保全に関する国又は地方公共団体の法律に基づく計画に違反しないこと。 4 埋立地の用途に照らして公共施設の配置及び規模が適正なこと。 5 埋立地を他人に譲渡し又は他人に使用させることを主たる目的とした埋立てにあっては、出願人が公共団体がその他の政令で定める者であり、かつ埋立地の処分方法及び予定対価の額が適正なこと。 6 出願人が埋立てを遂行するに足る資力及び信用を有すること。(法第4条)
免許手続	<p>出願人(開発行為者) 免許出願 → 提出 → 生産基盤課 河川整備課 運輸政策課 (形式審査) → 告示・縦覧 3週間 → (関係機関協議) 海上保安部 税関、河川管理者 庁内関係課 環境保全 etc → 回答</p> <p>却下</p> <p>生産基盤課 河川整備課 運輸政策課 → 諮問 → 地元市町村長の意見聴取 (議会の議決) → 回答 → 生産基盤課 河川整備課 運輸政策課 (内容審査) → 国土交通大臣 許可申請</p> <p>(甲号港湾、重要港湾、指定河川内及び50haをこえる埋立)</p> <p>認可 → 生産基盤課 河川整備課 運輸政策課 → 免許告示 → 出願人</p> <p>※ 市町が管理する漁港区域及び漁港海岸については市町へ権限委譲されていることがあるので御留意ください。</p>
照会先	県土整備部河川整備課 (他区域と重複しない公有水面) (088-621-2571) 県土整備部運輸政策課 (港湾区域に係る公有水面) (088-621-2589) 農林水産部農林水産基盤整備局生産基盤課 (漁港区域に係る公有水面) (088-621-2475)